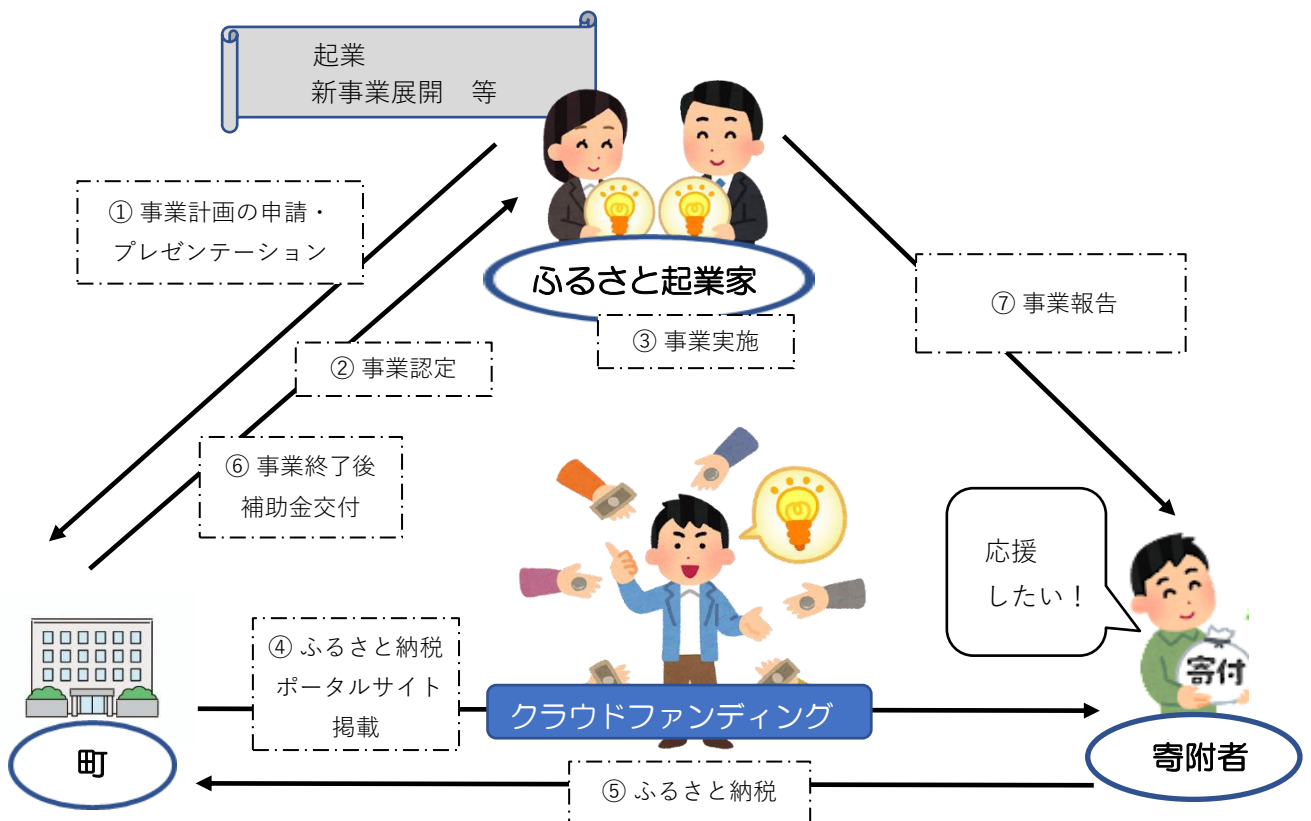


# ふるさと起業家募集！！

「阿波かつうら未来応援事業」では、勝浦町内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする方（ふるさと起業家）を対象に、ふるさと納税を活用した資金調達により支援します。



募集  
期間

令和6年

4月1日(月) ~ 5月31日(金)

事業  
概要

公募により選定された事業者（起業家）の事業計画を町が契約するふるさと納税ポータルサイトにて、クラウドファンディングを実施し、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額を設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった資金金額を上限に補助金として交付します。

事業  
選定

提出された事業計画書等に基づき、書類審査の他、申請事業者が行う事業説明（プレゼンテーション）により審査を行います。

審査予定：令和6年6月中旬

※詳細な場所・日時等は、書類審査通過者に別途お知らせします。

## 対象事業者

次の条件を全て満たす者

- (1) 町内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする個人又は法人
- (2) 町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人
- (3) 寄附による補助額が目標額に達しなくても事業を実施する者
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 勝浦町暴力団体排除条例（平成24条例第13号）第2条第2号及び第3号に該当しないこと。

## 対象事業

次のいずれかの事業

- (1) 観光、環境、教育、福祉等の分野で地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の雇用創出に資する事業

※クラウドファンディングの目標額を算出した結果、100万円に満たない場合は対象外となります。

## 補助金交付の要件

●補助額：クラウドファンディングにより集まった資金金額を上限として交付します。

(※ふるさと納税の寄附金額が目標に達しない場合においても、自己資金を調達するなど、必ず認定事業を実施する必要があります。)

クラウドファンディング の目標金額	事業の実施に要する費用から補助の対象とされない経費を除いた額の2分の1以内で 100万円から200万円以内
----------------------	--

※【補助対象とならない経費】 資本金や人件費、返済金等団体の維持運営に係る経費、事業の認定を受けた日以前に係る経費  
町長が適当でないと認める経費（交付対象として不適当と認められる経費）

●事業実施期間：事業認定の日から当該年度の3月31日までに完了してください。

●事業報告：事業完了後、寄附者に対して事業の経過報告など「事業に継続して関心を持ってもらうための取組」  
を行うものとします。

## 注意事項

- ・必ず募集要項をよくお読みのうえ応募してください。応募者は本募集要項の内容について了解し同意したものとします。
- ・提出書類の内容は、勝浦町及び審査会の審査委員、勝浦町の委託する業者間で共有する場合があります。
- ・提出書類は、審査等必要な範囲で複製を行うことがあります。
- ・寄附者への返礼品の有無や内容は、申請者と町が相談して決定します。
- ・申請者自らが自社のウェブサイトやSNSで発信するなど積極的な周知をお願いします。
- ・事業の開始は、事業が認定された日から可能となり、既に行った事業について費用を充当することはできないものとします。
- ・認定された事業の事業者・事業計画は町のホームページ等で公表します。
- ・クラウドファンディング型ふるさと納税により資金が集められなかった場合でも、町による上乗せ補助はありません。

## 応募方法

募集期間：令和6年4月1日（月）から令和6年5月31日（金）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

提出方法：提出書類を勝浦町役場企画交流課へご提出ください。（郵送不可）

提出部数：1部

※内容に質問がある場合は、文書（電子メール、郵送または持参）にて募集期間内に提出してください。

### 【お問い合わせ・提出先】

勝浦町役場 企画交流課 〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地  
TEL：0885-42-2552 FAX：0885-42-3028 Mail：kouryu@town.katsuura-i-tokushima.jp